

国土建第171号
平成23年11月18日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



東日本大震災により被害を受けた公共工事に係る
経営事項審査における完成工事高の取扱いについて

東日本大震災の被害を受けたことにより経営事項審査における完成工事高の取扱いに影響が及ぶおそれがある公共工事に係る取扱いについて、下記の内容のとおり地方整備局等あて通知いたしましたので、貴団体におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、経営事項審査の申請等に当たって適切に対応されますよう、傘下の建設業者に対して周知指導方お願いします。

記

東日本大震災の被災地（※）において、震災により被害を受けた公共工事について、元請建設業者が発注者から不可抗力による損害額の発注者負担分を受領しており、当該受領金額を特別利益等の完成工事高以外の勘定科目に計上している場合は、元請建設業者は当該発注者負担分の金額を受領した日の属する事業年度における完成工事高及び元請完成工事高に当該受領金額を付加して申請することができることとする。

申請に際しては、別添様式の例により付加しようとする金額についての申し出を受けるとともに、当該受領金額を確認できる書面（例：発注者からの損害の認定通知書の写し 等）の提出を受けて確認を行うこととする。

なお、対象となる工事について、工事進行基準等により過年度に完成工事高として計上している出来高相当額がある場合には、当該金額が本取扱いにより二重に評価されることのないよう留意すること。

（※）東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）。

- ・岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村
- ・青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県の一部の市町村

(建設工事の種類)

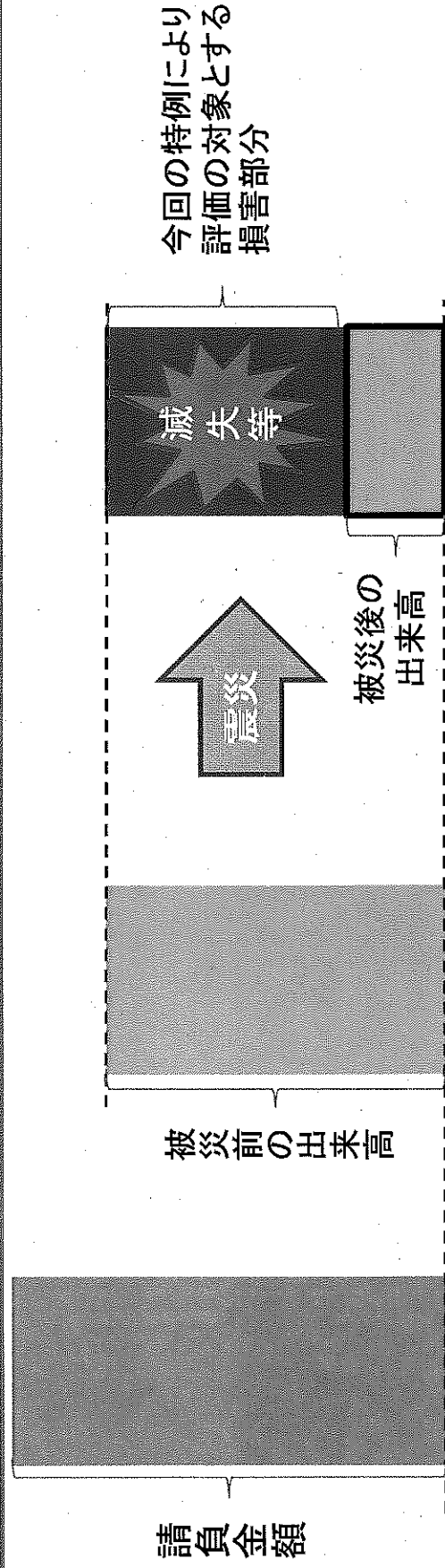
[illegible]

付加して申請しようとする
合計金額

※各工事ごとに、付加して申請しようとする金額を確認できる書面（例：発注者からの損害の認定通知書の写し等）を添付すること

東日本大震災により被害を受けた公共工事に係る 経営事項審査の完成工事高の取扱いについて

- 東日本大震災により、工事的物が一部滅失等の損害を受けた場合、当該損害部分については施工実績があるにもかかわらず経営事項審査における完成工事高としては評価されない。
- このため、被災企業への特例として、東日本大震災による損害部分について、経営事項審査における完成工事高として評価できることとする。



<特例の対象>

○対象工事

東日本大震災の被災地(※)において、震災により被害を受けた公共工事のうち、不可抗力による損害について発注者による支払いが行われたもの。

(※)東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)

・岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村。

・青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県の一部の市町村。

○対象となる金額

不可抗力による損害として、発注者により支払われた金額。

○対象事業年度

不可抗力による損害の発注者負担分が支払われた事業年度の完成工事高として評価可能。